

（下線部は改正部分）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">工事における週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）</p> <p>第1 現場閉所による週休2日方式</p> <p>1 (略)</p> <p>2 用語の定義</p> <p>(1) 現場閉所による週休2日</p> <p><u>ア 完全週休2日（土日）</u> 対象期間の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。</p> <p><u>イ 月単位の週休2日</u> 対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、<u>28.5%（8日/28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、28.5%の水準の状態とみなす。</u></p> <p><u>ウ 通期の週休2日</u> 対象期間内において、現場閉所率が、<u>28.5%（8日/28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。</u></p> <p>(2) 対象期間 工事着手から工事完了までの期間をいう。なお、対象期間に年末年始を含む工事では年末年始休暇分として6日間、7月、8月または9月を含む工事では夏季休暇分として3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。 <u>また、工事契約後、完全週休2日（土日）の取り組みにあたって、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定する。ただし、災害対応等で代替休日の設定が困難であり、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。</u></p> <p>(3) 現場閉所 現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。 <u>降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。</u> ただし、巡回パトロール、保守点検、コンクリート養生等の現場管理上必要な作業（工程表の進捗が進む作業を除く。）を行う場合を除く。 <u>(削る。)</u></p> <p><u>(4) ～ (6)</u> (略)</p>	<p style="text-align: center;">工事における週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）</p> <p>第1 現場閉所による週休2日方式</p> <p>1 (略)</p> <p>2 用語の定義</p> <p>(1) 現場閉所による週休2日 <u>現場閉所による月単位の週休2日とは、対象期間において、月単位の4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。</u> <u>現場閉所による通期の週休2日とは、対象期間において、通期の4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。</u></p> <p>(2) 対象期間 工事着手から工事完了までの期間をいう。なお、対象期間に年末年始を含む工事では年末年始休暇分として6日間、7月、8月または9月を含む工事では夏季休暇分として3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。</p> <p>(3) 現場閉所 現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。ただし、巡回パトロール、保守点検、コンクリート養生等の現場管理上必要な作業（工程表の進捗が進む作業を除く。）を行う場合を除く。</p> <p><u>(4) 4週8休</u> <u>月単位の4週8休とは、対象期間内の全ての月で現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）の水準の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）の水準の状態とみなす。</u> <u>通期の4週8休とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日/28日）の水準の状態をいう。</u> <u>なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。</u></p> <p><u>(5) ～ (6)</u> (略)</p>

3 発注方式

令和8年4月1日以降に発注手続きを開始する全ての工事を対象に、次のいずれかによる方式により発注することを基本とする。

- (1) 現場閉所による週休2日制適用工事（完全週休2日（土日）（受注者希望方式））
受注者が、工事着手前に完全週休2日（土日）の取組を希望するか判断し、発注者と協議する方式。取組を希望しない場合は、月単位の週休2日に取り組みものとする。
- (2) 上記により難しい場合
上記により難しい場合は、例外的に週休2日対象工事としないことも可能とするが、選定にあたっては、緊急の災害復旧工事を行う場合等、工事内容や現場条件に応じて適切に判断すること。

4 積算方法等

(1) 補正係数

現場閉所による週休2日の確保に取り組む工事において、対象期間中の現場閉所の状況に応じて、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じるものとする。

表1

現場閉所の状況	<u>完全週休2日（土日）</u>	<u>月単位の週休2日</u>
労務単価	<u>1.02</u>	1.02
(削る。)	(削る。)	(削る。)
共通仮設費率	<u>1.02</u>	<u>1.01</u>
現場管理費率	<u>1.03</u>	<u>1.02</u>

なお、各経費の計算方法は以下のとおりとする。また、労務単価が明らかとなっていない見積りは補正の対象としない。

ア 労務単価

補正前の労務単価に、表1に掲げる現場閉所の状況に応じた補正係数を乗じるものとする。
なお、補正後の労務単価は1円未満を切り捨てし、円止めとし、森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱い7の補正を併せて行う場合は、すべての補正を乗じた金額に端数処理をおこなうこととする。
(削る。)

3 発注方式

令和7年4月1日以降に発注手続きを開始する全ての工事を対象に、発注者指定方式により発注することを原則とするが、現場条件等からこれにより難しい場合は受注者希望方式で発注することができる。

- (1) 発注者指定方式
発注者が、現場閉所による月単位の週休2日に取り組むことを指定する方式（現場閉所による通期の週休2日は必須）
- (2) 受注者希望方式
受注者が、工事着手前に発注者に対して現場閉所による月単位の週休2日に取り組む旨を協議した上で取り組む方式（現場閉所による通期の週休2日は必須）

4 積算方法等

(1) 補正係数

現場閉所による週休2日の確保に取り組む工事において、対象期間中の現場閉所の状況に応じて、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じるものとする。

表1

現場閉所の状況	<u>月単位の4週8休以上</u>	<u>通期の4週8休以上</u>
労務単価	<u>1.04</u>	1.02
機械経費（賃料）	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>
共通仮設費率	<u>1.03</u>	<u>1.02</u>
現場管理費率	<u>1.05</u>	<u>1.03</u>

なお、各経費の計算方法は以下のとおりとする。また、労務単価、機械経費（賃料）が明らかとなっていない見積りは補正の対象としない。

ア 労務単価

補正前の労務単価に、表1に掲げる現場閉所の状況に応じた補正係数を乗じるものとする。

イ 機械経費（賃料）

補正前の機械経費（賃料）に、表1に掲げる現場閉所の状況に応じた補正係数を乗じるものとする。

イ 市場単価

市場単価に施工条件等による加算率及び補正係数を乗じて算出した設計単価に、表2に掲げる補正係数を乗じるものとする。

表2

名称	区分	完全週休2日 (土日)	月単位
(削る。)		(削る。)	(削る。)
(削る。)		(削る。)	(削る。)
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工(落石防護柵)		1.01	1.01
防護柵設置工(落石防止網)		1.01	1.01
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01
(削る。)		(削る。)	(削る。)
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.01	1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02

ウ 土木工事標準単価に施工条件等による補正係数を乗じて算出した設計単価に、表3に掲げる補正係数を乗じるものとする。

表3

名称	区分	完全週休2日 (土日)	月単位
区画線工		1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
構造物取りこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
浸食防止用植生マット工(養生マット工)		1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管(ハウエル管)設置工		1.02	1.02

エ・オ (略)

ウ 市場単価

市場単価に施工条件等による加算率及び補正係数を乗じて算出した設計単価に、表2に掲げる補正係数を乗じるものとする。

表2

名称	区分	月単位の4週8 休以上	通期の4週8休 以上
鉄筋工(太径鉄筋を含む)		1.04	1.02
鉄筋工(ガス圧接)		1.03	1.02
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.04	1.02
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工(落石防止柵)		1.01	1.01
防護柵設置工(落石防止網)		1.02	1.01
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
道路標識設置工	設置	1.01	1.00
	撤去・移設	1.03	1.02
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.02
法面工		1.02	1.01
吹付砕工		1.03	1.01
軟弱地盤処理工		1.02	1.01
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.03	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04	1.02

エ 土木工事標準単価に施工条件等による補正係数を乗じて算出した設計単価に、表3に掲げる補正係数を乗じるものとする。

表3

名称	区分	月単位の4週8 休以上	通期の4週8休 以上
区画線工		1.04	1.02
排水構造物工		1.04	1.02
コンクリートブロック積工		1.04	1.02
構造物取りこわし工	機械	1.03	1.02
	人力	1.04	1.02
橋梁塗装工		1.03	1.01
塗膜除去工		1.04	1.02
道路反射鏡設置工	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
浸食防止用植生マット工(養生マット工)		1.04	1.02
(新設)		(新設)	(新設)

オ・カ (略)

(2) 補正方法等

補正方法等は以下のとおりとする。ただし、発注者において別に定めがある場合はこの限りではない。

(削る。)

(削る。)

ア 当初発注

入札説明書等において現場閉所による月単位の週休2日に取り組む旨を明記するとともに、当初予定価格から完全週休2日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。

イ 積算変更

現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日を達成していないものは、請負代金額の補正係数を月単位の週休2日(4週8休以上)に変更する。ただし、月単位の週休2日(4週8休以上)を達成していないものは、補正係数を除した変更とする。

5 (略)

(2) 補正方法等

各発注方式における補正方法等は以下のとおりとする。ただし、発注者において別に定めがある場合はこの限りではない。

ア 発注者指定方式

入札説明書等において現場閉所による月単位の週休2日に取り組む旨を明記するとともに、当初予定価格から月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じるものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないものは、通期の4週8休以上の補正係数に変更し、請負代金額を変更するものとする。通期の4週8休に満たないものについては、通期の4週8休以上の補正係数を除した変更を行うものとする。

また、通期の4週8休に満たないことが契約違反等となる場合は、必要に応じ、要領等に基づく措置を行うものとする。

イ 受注者希望方式

当初予定価格から月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じるものとする。

なお、入札説明書等において、受注者が工事着手前に発注者に対して現場閉所による月単位の週休2日の取組について協議すること及び当初予定価格において月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じていることを明記するものとする。

また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないもの及び工事着手前に現場閉所による月単位の週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったもの(受注者が現場閉所による月単位の週休2日の取組を希望しないものを含む。)は、通期の4週8休以上の補正係数に変更し、請負代金額を変更するものとする。通期の4週8休に満たないものについては、通期の4週8休以上の補正係数も除した変更を行うものとする。

現場閉所による月単位の週休2日の取組の協議が整わなかったもの(受注者が現場閉所による月単位の週休2日の取組を希望しないものを含む。)については、契約締結後における直近の契約変更時に合わせて、通期の4週8休以上の補正係数への変更を行うものとする。

(新設)

(新設)

5 (略)

第2 交替制による週休2日方式

1 (略)

2 用語の定義

(1) 交替制による週休2日

ア 完全週休2日交替制対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（2日/7日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

イ 月単位の週休2日対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に休日確保を行っている場合に、28.5%の水準の状態とみなす。

ウ 通期の週休2日交替制対象期間内において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日に含めるものとする。

(2) 対象期間

技術者及び技能労働者の従事期間をいう。

下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とするが、技術者及び技能労働者の従事期間が1週間未満の場合は対象外とする。

なお、対象期間に年末年始を含む工事では年末年始休暇分として6日間、7月、8月または9月を含む工事では夏季休暇分として3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

また、工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、災害対応等で代替休日の設定が困難であり、受注者の責によらず交替制による週休2日が実施できない場合は、受発注者間で協議して交替制による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。

(削る。)

(3) 工事着手

第1の2の(4)に同じ。

(4) 工事完了

第1の2の(5)に同じ。

(5) 復興係数

第1の2の(6)に同じ。

3 発注方式

次のいずれかによる方式を基本とする。

(1) 週休2日交替制適用工事（完全週休2日（受注者希望方式））

受注者が、工事着手前に完全週休2日交替制の取組を希望するか判断し、発注者と協議する方式。

取組を希望しない場合は、月単位の週休2日交替制に取り組むものとする（機械設備工事は適用対象外）。

(2) 上記により難しい場合

上記により難しい場合は、例外的に週休2日対象工事としないことも可能とするが、選定にあたっては、緊急の災害復旧工事を行う場合等、工事内容や現場条件に応じて適切に判断すること。

第2 交替制による週休2日方式

1 (略)

2 用語の定義

(1) 交替制による週休2日

交替制による月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日確保を行ったと認められる状態をいう。

交替制による通期の週休2日とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日確保を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手から工事完了までの期間をいう。

(3) 4週8休

月単位の4週8休とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の全ての月で平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（8日/28日）の水準の状態をいう。

通期の4週8休とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）の水準の状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日に含めるものとする。

(4) 工事着手

第1の2の(5)に同じ。

(5) 工事完了

第1の2の(6)に同じ。

(6) 復興係数

第1の2の(7)に同じ。

3 発注方式

次のいずれかによる方式を基本とする。

(1) 発注者指定方式

発注者が、交替制による月単位の週休2日に取り組むことを指定する方式（交替制による通期の週休2日は必須）

(2) 受注者希望方式

受注者が、工事着手前に発注者に対して交替制による月単位の週休2日に取り組む旨を協議した上で取り組む方式（交替制による通期の週休2日は必須）

4 積算方法等

(1) 補正係数

交替制による週休2日に取り組む工事において、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日確保の状況に応じて、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じるものとする。

表4

休日確保の状況	完全週休2日	月単位の週休2日
労務単価	1.02	1.02
現場管理費率	1.03	1.02

なお、各経費の計算方法は以下のとおりとする。また、労務単価が明らかとなっていない見積りは補正の対象としない。

ア (略)

イ 市場単価

市場単価に施工条件等による加算率及び補正係数を乗じて算出した設計単価に、表2に掲げる補正係数を乗じるものとする。

(削る。)

ウ 土木工事標準単価

土木工事標準単価に施工条件等による補正係数を乗じて算出した設計単価に、表3に掲げる補正係数を乗じるものとする。

(削る。)

エ (略)

(2) 補正方法等

各発注方式における補正方法等は以下のとおりとする。ただし、発注者において別に定めがある場合はこの限りではない。

(削る。)

4 積算方法等

(1) 補正係数

交替制による週休2日に取り組む工事において、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日確保の状況に応じて、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じるものとする。

表4

休日確保の状況	月単位の4週8休以上	通期の4週8休以上
労務単価	1.04	1.02
現場管理費率	1.03	1.01

なお、各経費の計算方法は以下のとおりとする。また、労務単価が明らかとなっていない見積りは補正の対象としない。

ア (略)

イ 市場単価

市場単価に施工条件等による加算率及び補正係数を乗じて算出した設計単価に、道路標識設置工及び鉄筋挿入工（ロックボルト工）以外の工種については表2に掲げる補正係数を、道路標識設置工及び鉄筋挿入工（ロックボルト工）については表5に掲げる補正係数を乗じるものとする。

表5

名称	区分	月単位の4週8休以上	通期の4週8休以上
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.03	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03	1.01

ウ 土木工事標準単価

土木工事標準単価に施工条件等による補正係数を乗じて算出した設計単価に、区画線工については表3に掲げる補正係数を、排水構造物工、コンクリートブロック積工及び構造物取りこわし工については表6に掲げる補正係数を乗じるものとする。

表6

名称	区分	月単位の4週8休以上	通期の4週8休以上
排水構造物工		1.03	1.02
コンクリートブロック積工		1.03	1.02
構造物取りこわし工	機械	1.03	1.01
	人力	1.04	1.02

エ (略)

(2) 補正方法等

各発注方式における補正方法等は以下のとおりとする。ただし、発注者において別に定めがある場合はこの限りではない。

ア 発注者指定方式

入札説明書等において交替制による月単位の週休2日に取り組む旨を明記するとともに、当初予定価格から月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じるものとする。

なお、休日率の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないものは、通期の4週8休以上の補正係数に変更し、請負代金額を変更するものとする。通期の4週8休に満たないものについては、通期の4週8休以上の補正係数を除した変更を行うものとする。

また、通期の4週8休に満たないことが契約違反等となる場合は、必要に応じ、要領等に基づく措置を行うものとする。

(削る。)

ア 当初発注

入札説明書等において現場閉所による月単位の週休2日に取り組む旨を明記するとともに、当初予定価格から完全週休2日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。

イ 積算変更

受注者が、工事着手前に完全週休2日交替制の取組を希望し、協議を行った場合は、休日率の達成状況を確認後、完全週休2日を達成しているものは完全週休2日交替制の補正係数に変更し、達成していないものは請負代金額の補正係数を月単位の週休2日交替制(4週8休以上)に変更する。ただし、月単位の週休2日交替制(4週8休以上)を達成していないものは、補正係数を除した変更とする。

イ 受注者希望方式

当初予定価格から月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じるものとする。

なお、入札説明書等において、受注者が工事着手前に発注者に対して交替制による月単位の週休2日の取組について協議すること及び当初予定価格において月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じていることを明記するものとする。

また、休日率の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たなかったもの及び工事着手前に交替制による月単位の週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったもの(受注者が交替制による月単位の週休2日の取組を希望しないものを含む。)は、通期の4週8休以上の補正係数に変更し、請負代金額を変更するものとする。通期の4週8休に満たないものについては、通期の4週8休以上の補正係数も除した変更を行うものとする。

交替制による月単位の週休2日の取組の協議が整わなかったもの(受注者が交替制による月単位の週休2日の取組を希望しないものを含む。)については、契約締結後における直近の契約変更時に合わせて、通期の4週8休以上の補正係数への変更を行うものとする。

(新設)

(新設)

附 則

この通知は、令和8年4月1日から施行する。